附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第百二十三条第五号及び第百二十六条の三の二並びに第百三十四条、別紙様式第六号㈠、別紙様式第六号㈡、別紙様式第七号㈠、別紙様式第七号㈡、別紙様式第八号㈠、別紙様式第八号㈡、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第九号㈡（会計上の見積りに関する注記に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

2　新農協法施行規則第百二十三条第十八号、第百二十六条第三項及び第百三十二条の二並びに第百三十四条、別紙様式第六号㈠、別紙様式第六号㈡、別紙様式第七号㈠、別紙様式第七号㈡、別紙様式第八号㈠、別紙様式第八号㈡、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第九号㈡（収益認識に関する注記に係る部分に限る。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

3　新農協法施行規則第百二十八条の二第一項の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、当該規定を適用することができる。

○国土交通省令第十一号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、国土交通省聴聞手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省聴聞手続規則の一部を改正する省令

国土交通省聴聞手続規則（平成十二年総理府運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞調書及び報告書の記載事項等） **第十二条**　法第二十四条第一項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第四号、第五号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 一～十　（略） 2　（略） 3　法第二十四条第三項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 一～三　（略）	（聴聞調書及び報告書の記載事項等） **第十二条**　法第二十四条第一項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第四号、第五号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～十　（略） 2　（略） 3　法第二十四条第三項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。